

# 危険物 Q & A 集

整理番号	4	区分	概要	A	4
質問	危険物にはどのようなものがありますか。				
回答	<p>危険物は性質により 1～6 類に分けられています。主な特徴は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"><li><b>第 1 類（酸化性個体）</b> 物質そのものは燃焼しませんが、可燃物と混ざったときに、熱や衝撃、摩擦等によって分解し、可燃物を激しく燃焼させる危険性があります。 例：塩素酸ナトリウム、過酸化バリウム、三酸化クロム</li><li><b>第 2 類（可燃性個体）</b> 着火しやすい個体または比較的低温（40 度未満）で引火しやすい個体で、一気に燃え上がるため、消火が困難です。 例：マグネシウム、赤りん、固形アルコール</li><li><b>第 3 類（自然発火性物質及び禁水性物質）</b> 空気にさらされると自然発火する物質や、水と接触することで発火したり可燃性ガスを発生させたりする物質です。 例：カリウム、炭化カルシウム、トリクロロシラン</li><li><b>第 4 類（引火性液体）</b> 引火性を有する液体で、低い温度でも引火する危険性があります。 例：ガソリン、軽油、灯油、エタノール</li><li><b>第 5 類（自己反応性物質）</b> 加熱などによって分解し、比較的低い温度で多量の発熱または爆発を伴う反応を起こします。 例：過酸化ベンゾイル、ニトロセルロール、ピクリン酸</li></ol>				

	<p>6 第6類（酸化性液体）</p> <p>物質そのものは燃焼しませんが、可燃物と混合するとその可燃物の燃焼を促進する性質があります。</p> <p>例：硝酸、過酸化水素、過塩素酸</p>
根拠法令等	消防法 第2条第7項 危険物の規制に関する政令 第25条第1項